

平成 30 事務年度における 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

情報交換に関する国際的な動向

経済のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が複雑・多様化する中、富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による国際的な所得移転に対する国民の関心が高まっています。

このような状況の中、G20 や OECD においては、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国税務当局間での協力・連携を一層推進していくこととしています。

国税庁としては、こうした国際的な動きに対応して、昨年からは、CRS（Common Reporting Standard：共通報告基準）に基づく非居住者金融口座情報（CRS 情報）や CbCR（Country by Country Report：国別報告事項）の自動的情報交換を開始するなど、今後とも、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施して、国際的な脱税等の把握や防止に効果的に取り組んでいきます。

※ 租税条約等に基づく情報交換には、「自動的情報交換」、「要請に基づく情報交換」及び「自発的情報交換」の3つの類型があり、情報交換事績もこれらの類型に分けています。

※ 我が国の情報交換ネットワークの現状については、p.12 をご参照ください。

《トピック》

CRS 情報の自動的情報交換の実施状況

- 我が国にとって2回目となる CRS 情報の自動的情報交換において、令和元年 11 月末時点で、日本の非居住者に係る金融口座情報約 47 万件を 64 か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報約 189 万件を 85 か国・地域から受領しています。

(令和元年 7 月～11 月)

	受領		提供	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	14	1,467,369	11	373,883
北米・中南米	19	96,288	11	33,523
欧州・NIS諸国	41	294,636	37	64,078
中東・アフリカ	11	32,747	5	2,173
合計	85	1,891,040	64	473,657

- 我が国と同様に、昨年から CRS 情報の自動的情報交換を開始した国・地域については、1 年目（昨年）は、原則として新規口座及び個人の既存※高額口座（口座残高 1 億円超）が交換対象となっていました。2 年目（本年）以降は、個人既存※低額口座及び法人既存※口座も対象となっています。

※ 平成 28 年 12 月 31 日以前に開設された口座。

別紙 1 CRS に基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙 2 CRS 情報の自動的情報交換の地域別受領・提供口座数

平成 30 事務年度(平成 30 年 7 月～令和元年 6 月)における我が国の情報交換の事績は、以下のとおりです。

1. 「自動的情報交換」

【ポイント】

国際的な脱税や租税回避行為に対処するため、CRS 情報やCbCRの自動的情報交換を実施。

- 国税庁から日本の非居住者に係る金融口座情報約 9 万件を 58 各国・地域に提供した一方、外国税務当局から日本の居住者に係る金融口座情報約 74 万件を 74 各国・地域から受領しました。
- 国税庁から 831 社分の CbCR を 51 各国・地域に提供した一方、外国税務当局から 2,100 社分の CbCR を 42 各国・地域から受領しました。
- 法定調書により把握した非居住者等への支払についての情報約 85 万件を外国税務当局に提供した一方、約 16 万件を外国税務当局から受領しました。

1-1 「CRS 情報の自動的情報交換」

- 平成 30 事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況は次のとおりです。

	受領		提供	
	国・地域数	口座数(件)	国・地域数	口座数(件)
アジア・大洋州	11	445,919	10	74,770
北米・中南米	15	41,995	9	6,261
欧州・NIS諸国	40	232,492	35	8,895
中東・アフリカ	8	24,580	4	229
合計	74	744,986	58	90,155

- 諸外国の税務当局から受領した CRS 情報は、海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握などに効果的であり、国外送金等調書や国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報等と併せて分析を行った上で、課税上問題があると見込まれる納税者を把握し、税務調査を実施しております。また、徴収の分野においても、受領した CRS 情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行

っております。

「CRS 情報の自動的情報交換」の活用例

☆ 被相続人 A の相続税申告において海外資産の計上はなかったものの、受領した CRS 情報から、X 国の預金について相続税の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。調査の過程で当該預金が相続財産である事実、さらに A が生前に X 国において不動産を保有していた事実を把握し、それぞれの資産について相続税の申告漏れがあったことが判明した。

1-2 「CbCR の自動的情報交換」

○ CbCR の自動的情報交換は、OECD の BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの勧告 (行動 13 「多国籍企業情報の文書化」) に基づくものです。

○ 平成 30 事務年度における CbCR の受領・提供の状況は次のとおりです。

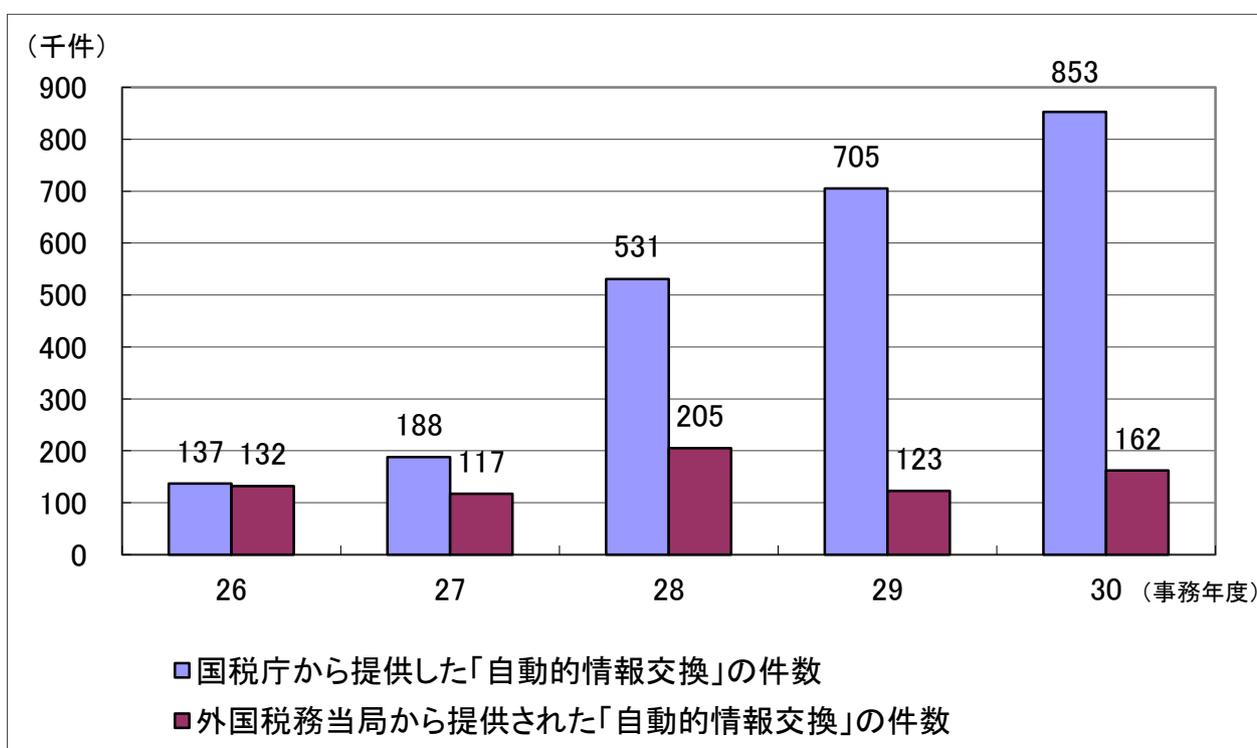
	受領	提供
国・地域数	42	51
最終親会社数	2,100	831

○ 受領した CbCR は、移転価格リスク評価その他の BEPS に関連するリスク評価及び統計に使用することとしています。

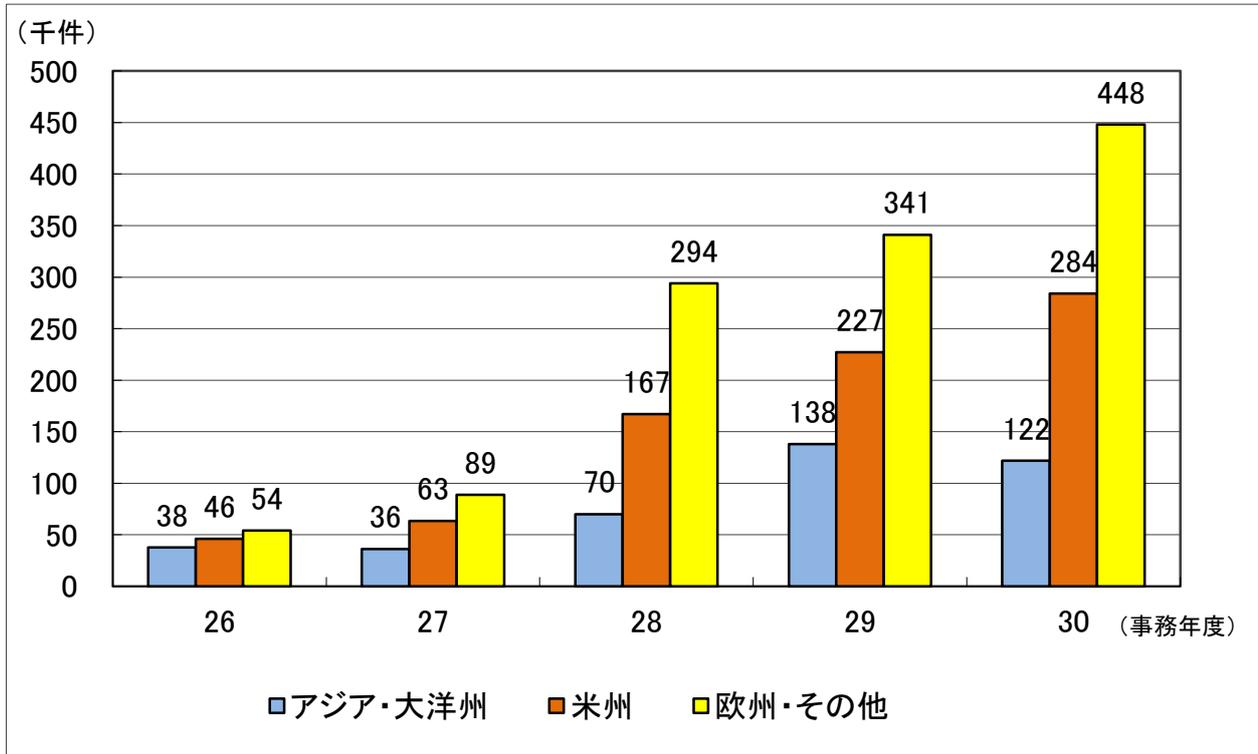
1-3 「法定調書情報の自動的情報交換」

- CRS 情報や CbCR の自動的情報交換のほか、従来から法定調書により把握した非居住者等への支払等（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）についての情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付しています。
- 国税庁では、外国税務当局から提供された情報を申告内容と照合し、国外財産について内容を確認する必要があるかなどの検討を行っています。

グラフ1 「法定調書情報の自動的情報交換」件数の推移



グラフ2 「法定調書情報の自動的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



「法定調書情報の自動的情報交換」の活用例

☆ X国の税務当局から提供された資料をもとに、日本の居住者Aの申告内容を検討したところ、X国のY銀行に預け入れた預金に係る受取利子が日本で申告されていなかったことを把握した。

2. 「要請に基づく情報交換」

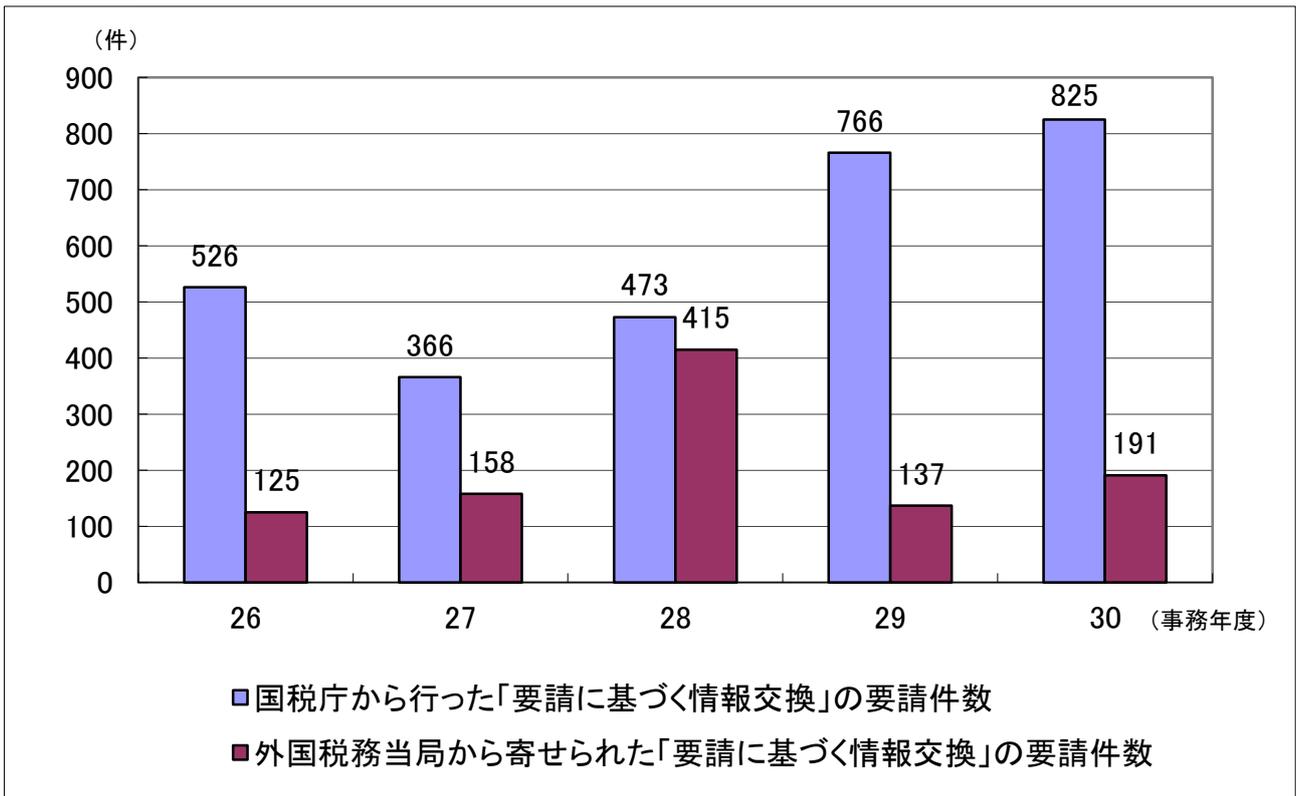
- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものです。国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 具体的には、これにより、外国税務当局から、海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手できます。

【ポイント】

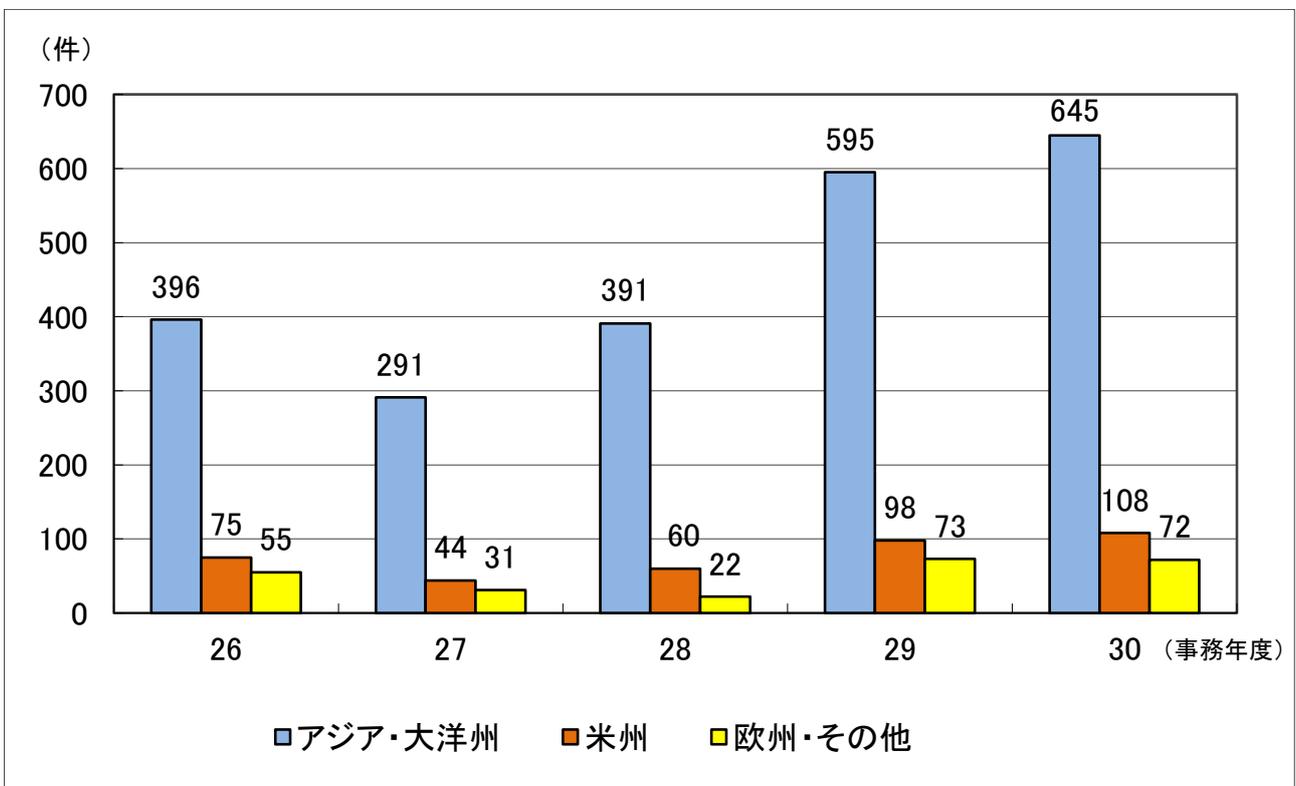
広範な情報交換ネットワークを活かし、「要請に基づく情報交換」を実施。

- 国税庁から外国税務当局に行った「要請に基づく情報交換」の件数は 825 件となりました。平成 28 事務年度以降毎年増加しております。
地域別にみると、我が国と経済的関係が強いアジア・大洋州の国・地域向けの要請が 645 件となり、約 8 割を占めています。
- 外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は 191 件と、ほぼ例年並みの件数となっています。

グラフ3 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



グラフ4 「要請に基づく情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 【外国税務当局から受領した情報の活用例】

内国法人の法人税調査において、X 国に所在する取引先である法人 A から、内国法人の代表者の預金口座に多額の入金がある事実を把握した。この内国法人が売上を除外している疑いがあったため、X 国税務当局に、法人 A の経理処理等が分かる資料の提供を要請した。X 国税務当局から提供された資料を分析した結果、代表者の預金口座への入金は、法人 A に販売した商品の売上代金であることが判明した。

3. 「自発的情報交換」

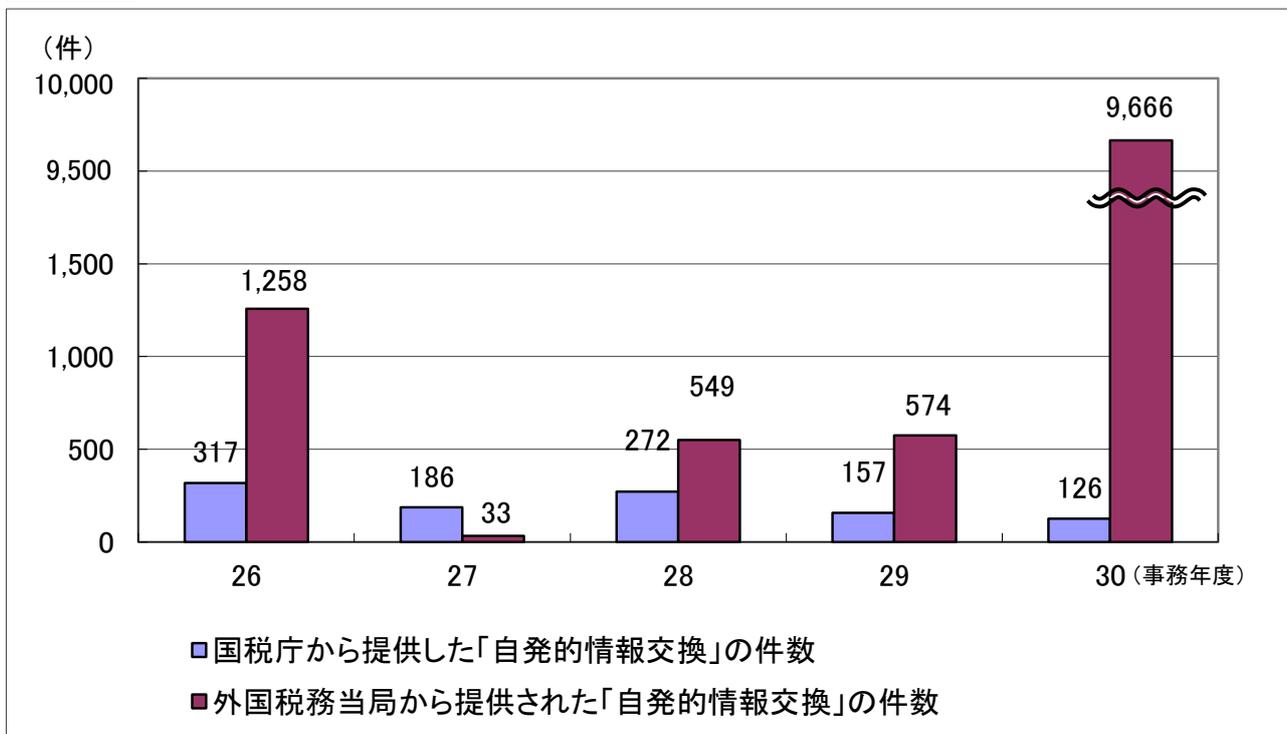
- 「自発的情報交換」は、国際協力の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。

【ポイント】

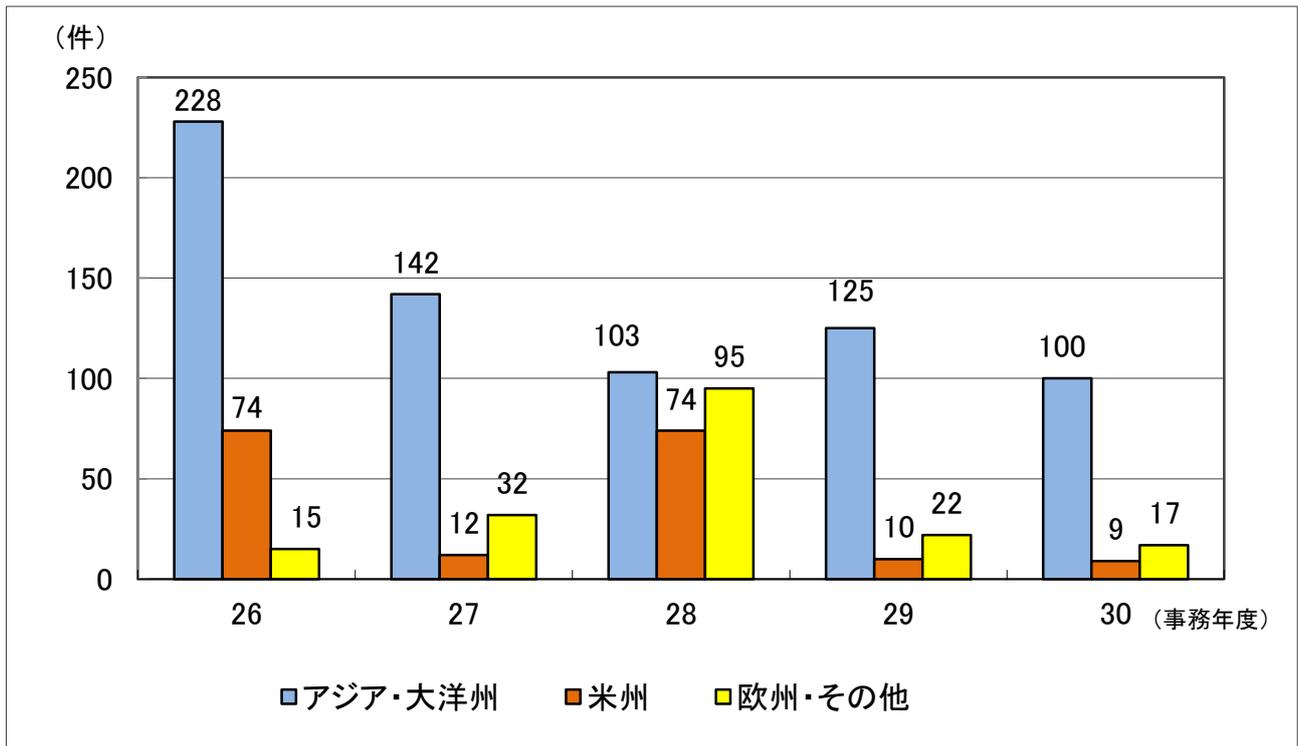
国際協力の観点から、外国税務当局と自発的に情報を交換。

- 国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は126件と、ほぼ例年並みの件数となっています。
地域別にみると、アジア・大洋州の国・地域への提供が100件ともっとも多くなっています。
- 外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は9,666件となっており、特定の国から大量の情報を受領したことにより大幅に増加しております。

グラフ5 「自発的情報交換」の件数の推移



グラフ6 「自発的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



「自発的情報交換」の実施例

☆ 【国税庁から外国税務当局に情報提供をした例】

内国法人は、X国に所在する法人Aから製品を輸入しているが、その代金はX国以外の第三国に所在する法人B名義の口座に送金されており、法人AがX国において申告すべき売上を除外していると想定されたため、X国の税務当局に対し、送金や取引に関する資料を提供した。

《参考》

我が国の情報交換ネットワークの現状

【ポイント】

情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークは、135 か国・地域をカバーするまで拡大。

- 令和元年12月1日現在、我が国では74の二国間租税条約等（注）が発効しており、これらの全てに情報交換を実施するための規定が設けられています。最近では、アイスランド（平成30年10月）、クロアチア（令和元年9月）との租税条約が発効しています。

（注）二国間租税条約等には、租税条約のほか租税協定、情報交換協定、日台民間租税取決めが含まれます。

- また、平成25年10月1日には、多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約（以下「執行共助条約」といいます。）が我が国において発効しました。

執行共助条約は、締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約の締結により、より多くの国・地域と情報交換を行うことが可能になっています。

令和元年12月1日現在、執行共助条約が発効している国は、我が国を除いて102か国です。

- 二国間租税条約等及び執行共助条約を合わせると、令和元年12月1日現在、我が国の情報交換ネットワークは135か国・地域をカバーするものとなっています。

別紙3 我が国の租税条約ネットワーク

CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(令和元年(2019年)12月1日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(51か国・地域)		2019年又は2020年に初回交換(9か国・地域)	初回交換時期未定(47か国・地域)	
アイスランド	セーシェル	アゼルバイジャン	(中)マカオ*	アルバニア(2020)	アルメニア	ナミビア
アイルランド	大韓民国	アラブ首長国連邦*	チリ	エクアドル(2020)	ウガンダ	ニジェール
アルゼンチン	チェコ	アンティグア・バーブーダ	(丁)グリーンランド	オマーン(2020)	ウクライナ	ハイチ
イタリア	デンマーク	アンドラ	ドミニカ国	ガーナ(2019)*	エジプト	パプアニューギニア
インド	(丁)フェロー諸島	イスラエル	トリニダード・トバゴ	カザフスタン(2020)	エスワティニ	パラグアイ
英国	ドイツ	インドネシア	トルコ	クウェート(2019)*	エルサルバドル	フィリピン
(英)アンギラ*	ノルウェー	ウルグアイ	ナウル*	ナイジェリア(2020)	カーボベルデ	ブルキナファソ
(英)英領バージン諸島*	ハンガリー	オーストラリア	ニウエ	ペルー(2020)	ガイアナ	ベナン
(英)ガンジー	フィンランド	オーストリア	日本	モルディブ(2020)	ガボン	ボスニア・ヘルツェゴビナ
(英)ケイマン諸島*	フランス	(蘭)アルバ*	ニュージーランド		カメルーン	ボツワナ
(英)ジブラルタル	ブルガリア*	(蘭)キュラソー*	パキスタン		カンボジア	ホンジュラス
(英)ジャージー	ベルギー	(蘭)セントマーティン	パナマ		北マケドニア	マダガスカル
(英)ターコス・カイコス諸島*	ポーランド	カタール*	バヌアツ*		ギニア	モーリタニア
(英)バミューダ*	ポルトガル	カナダ	バハマ*		グアテマラ	モルドバ
(英)マン島	マルタ	クック諸島	バルバドス		ケニア	モロッコ
(英)モンセラット*	南アフリカ共和国	グレナダ*	バーレーン*		コートジボワール	モンゴル
エストニア	メキシコ	コスタリカ*	ブラジル		ジブチ	モンテネグロ
オランダ	ラトビア	サウジアラビア	ブルネイ・ダルサラーム		ジャマイカ	リベリア
キプロス*	リトアニア	サモア*	ベリーズ*		ジョージア	ルワンダ
ギリシャ	リヒテンシュタイン	シンガポール	マーシャル諸島*		セネガル	レソト
クロアチア	ルーマニア*	スイス	マレーシア		セルビア	
コロンビア	ルクセンブルク	セントクリストファー・ネイビス*	モナコ		タイ	
サンマリノ		セントビンセント及びグレナディーン諸島*	モーリシャス		タンザニア	
スウェーデン		セントルシア	レバノン*		チャド	
スペイン		中華人民共和国	ロシア		チュニジア	
スロバキア		(中)香港			トーゴ	
スロベニア					ドミニカ共和国	

(注) 1 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(95か国・地域)。

2 *は日本からCRS情報の提供を行わない国・地域(28か国・地域)である。

CRS情報の自動的情報交換の地域別 受領・提供 口座数

別紙2

(令和元(2019)年11月末時点)

欧州・NIS諸国 (43)

アイスランド	(英) ジャージー	サンマリノ	(ド) グリーンランド	ベルギー	ルーマニア
アイルランド	(英) マン島	スイス	(ド) フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アゼルバイジャン	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アンドラ	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英) ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英) ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	

北米・中南米 (25)

アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英) アンギラ
(英) 英領バージン諸島
(英) ケイマン諸島
(英) ターコス及びカイコス諸島
(英) バミューダ諸島
(英) モントセラト
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
メキシコ
(蘭) アルバ
(蘭) キュラソー

欧州・NIS諸国

受領: 294,636(41)
提供: 64,078(37)

中東・アフリカ

受領: 32,747(11)
提供: 2,173(5)

中東・アフリカ(11)

アラブ首長国連邦
イスラエル
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

北米・中南米

受領: 96,288(19)
提供: 33,523(11)

アジア・大洋州

受領: 1,467,369(14)
提供: 373,883(11)

アジア・大洋州 (16)

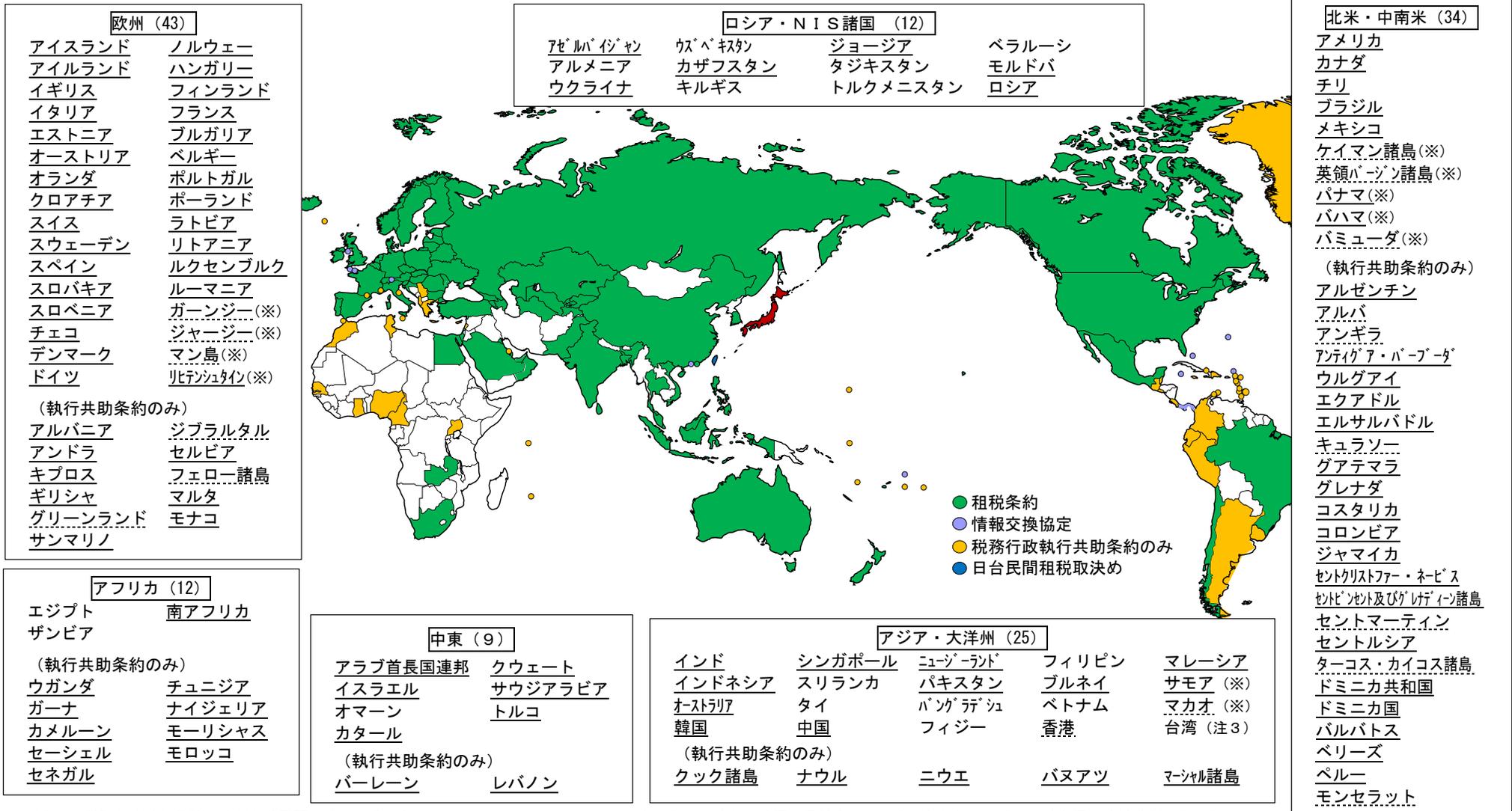
インド	サモア	(中) 香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中) マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マーシャル諸島
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	マレーシア



(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び令和元(2019)年までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(令和元(2019)年11月末現在: 102か国・地域)とは一致しない。

我が国の租税条約ネットワーク

《75 条約等、135 か国・地域適用／2019 年 12 月 1 日現在》(注1)(注2)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・ 租税条約 (二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約) : 62 本、72 か国・地域
- ・ 情報交換協定 (租税に関する情報交換を主たる内容とする条約) : 11 本、11 か国・地域 (図中、(※) で表示)
- ・ 税務行政執行共助条約 : 締約国は我が国を除いて 102 か国 (図中、国名に下線)。適用拡張により 119 か国・地域に適用 (図中、適用拡張地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は 51 か国・地域。
- ・ 日台民間租税取決め : 1 本、1 地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会 (日本側) と亜東関係協会 (台湾側) との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築 (現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会 (日本側) 及び台湾日本関係協会 (台湾側) にそれぞれ改称されている。)